

「TAOKA 訪問看護ステーション 蓄」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人養生園が開設する、「TAOKA 訪問看護ステーション 蓄」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師が要介護状態又は要支援状態にある高齢者や精神障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の看護師は、利用者の介護又は介護予防を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
- 2 訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 「TAOKA 訪問看護ステーション 蓄」
- 2 所在地 徳島県徳島市城東町2丁目7番12号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
所の従業員及管理及び訪問看護等の利用の申し込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師
換算常勤 2.5名以上配置することとする。
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- 3 作業療法士
利用者数に応じて、適切な人員を配置する。
訪問看護において、在宅でのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び1月1日から1月3日までを除く。

2 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

1 病状、障害の観察

2 清拭、洗髪等による清潔の保持

3 食事及び排泄等日常生活の世話

4 褥瘡の予防、処置

5 療養生活や介護方法の指導

6 服薬の確認と指導

7 心身の状態観察、危険因子の早期発見

8 清潔保持の観察と指導

9 規則正しい日常生活の把握と指導

10 家族間の調整

11 社会復帰への支援

(訪問看護等の利用料その他必要な費用の額)

第7条

1 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項に定める額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等の提供に要する交通費の額の支払いは利用者から受けることができるものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次に掲げる額を徴収する。

医療保険給付者

1 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね1km未満	無料
2 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね1km以上5km未満	100円
3 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね5km以上10km未満	200円
4 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね10km以上	300円

介護保険給付者

通常事業の実施地域を越えて片道おおむね10km以上	300円
3 死後の処置料は、10,000円とする。	

- 4 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、主に徳島市・小松島市・鳴門市・阿南市・名西郡・板野郡松茂町・板野郡藍住町・板野郡上板町・板野郡北島町の区域とする

(緊急時等における対応方法)

第9条

- 1 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項の処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じることとする。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・成年後見制度の利用支援
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業員の虐待の防止を啓発および普及するための研修を年2回以上、定期的実施
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施
- ・従業員が相談できる体制を整備
- ・従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備
- ・サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、従業員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設け、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 1 採用時研修 採用時から3箇月以内
継続研修 年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 3 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

- 5 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人養生園と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

平成26年6月21日一部改正同日施行

平成30年3月21日一部改正同日施行

令和5年1月1日一部改正同日施行

令和6年3月27日一部改正同日施行

令和7年4月1日一部改正同日施行